

概要版

世田谷区 子ども計画(第2期) 後期計画

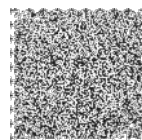
令和2～6年度

子どもは、一人ひとりが今を生きる主体であるとともに、未来の「希望」です。

子どもは、一人の人間としていかなる差別を受けることなくその尊厳と権利が尊重され、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たすことが求められます。

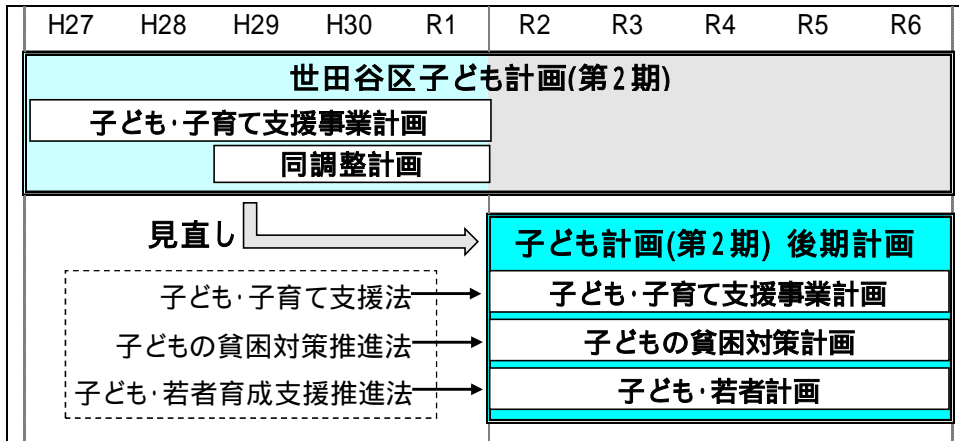
世田谷区は
子どもが健やかに成長・自立でき、
また、安心して子どもを生み、育て、
子育てに夢や喜びを感じることができる地域社会を
区民と力をあわせ実現します。

令和2年3月
世田谷区



区では、子ども・子育てにかかる施策を総合的に推進するため、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とする「子ども計画（第2期）」を策定しています。この計画に内包する「子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に最終年度を迎えたこと、計画策定以降、子どもの貧困の社会問題化、児童福祉法の改正により特別区が児童相談所を設置できるようになるといった状況の変化に的確に対応する必要があることなどから、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」を策定しました。

この計画は、「世田谷区子ども条例」の推進計画として策定しています。また、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を内包するほか、子どもの貧困対策推進法に基づく子どもの貧困対策計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を内包しています。



1 目指すべき姿

すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていくまちを目指します。

保護者と区民、事業者等は、すべての子どもの子ども時代が豊かなものとなるよう、見守り支えていきます。



2 後期計画の基本コンセプト

子ども主体

目指すべき姿である「子どもがいきいきわくわく育つまち」は、子どもの視点に立つと、子どもが「楽しい」と思って「元気に」日々を過ごすことのできる状況であり、「子どもの権利」が守られる環境です。

子どもが健やかに育ち、成長していくため、遊び、表現し、安らぐための場が身近にあり、人間性を豊かにするための多様な体験や様々なことにチャレンジできる機会が確保されなくてはなりません。

すべての子どもが虐待やいじめ、また、障害の有無や家庭の経済状況などによって、守られるべき権利が侵害されることなく、安心して楽しく元気に過ごすことのできる環境が、身近な地域の中で具体化される必要があります。そのためには、予防的な取組みを推進していくことが重要です。

この計画では、計画全体を貫く基本コンセプトとして、「子ども主体」を掲げ、「子ども主体」を実現していく手段として、次の3つの視点を持って計画の重点政策や施策・取組みを組み立てました。

区は、この基本コンセプトのもと、本計画を推進していきます。

つなぐ・つながる

子どもが関わる場において、適切な居場所や支援に「つないで」いく人、寄り添って伴走できる人の存在が重要です。誰が「つなぎ」役となるのか、つなぎ役にはどのような専門性が必要でどのように育てるのかを考えながら施策や取組みを組み立て、推進していきます。

それぞれの場・支援が「つながっている」ことが切れ目のない支援のためには必要であり、地域資源のネットワークを強化し、連携・協力して重層的な支援を行う必要があります。

子ども期からの地域での主体的な活動・関わりを通じた育ちを経て、地域に関わりと愛着をもつ子ども・若者を増やし、その子ども・若者がやがて地域の中で大人、親へと成長し、今度は親の立場で地域に支えられながら安心して子育てをし、その子どもがまた地域の中で育つ、という「つながり」を地域の中で生み出していく仕掛けに努めます。また、保護者の立場の中であっても、支援を受けながら親としての育ちを得て子育てを楽しみ、今度は支援の担い手にまわるといふ、地域内で支援が「つながって」継続できる仕組みづくりに努めます。

つなぐ・つながる

参加と協働

参加と協働

子どもが意見を表明する機会の充実を図るとともに声をあげやすい環境づくりに努め、子ども自身の主体的な「参加」や参画のもと、様々な施策・事業において子どもの声を尊重し、反映していく仕組みをつくり出します。

区民、保護者、子育て支援者、事業者などと「協働」して、地域の中で子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てを楽しむことができる地域社会の形成に努めます。

子どもが関わるあらゆる場において子どもの権利が守られ、子どもを主体とした関わりができるよう、地域にとって協働相手となる区が果たすべき役割を明確に位置づけます。

地域の子育て力

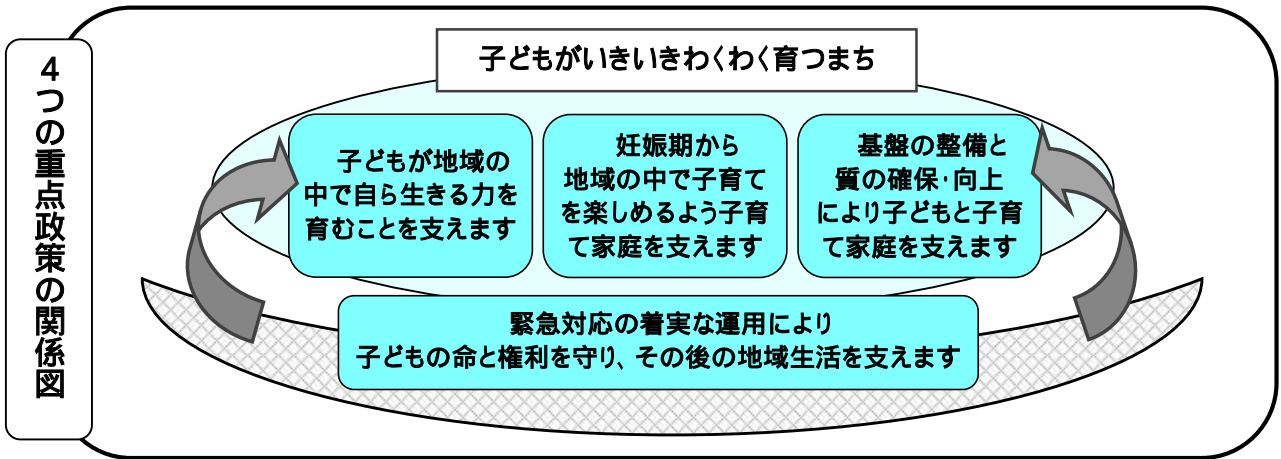
地域の子育て力

子どもが楽しいと思って、元気に日々を過ごすためには、身近な地域の中で、周りの大人や若者、さらには子どもに見守られ、励まされ、支えられながら、やりたいことに挑戦し、持っている力を発揮できる環境が必要です。

こうした環境の創出には、地域の子どもや子育てを気にかけて、応援する人を増やし、「地域の子育て力」を高めていくことが重要です。

地域の人が地域の子どもに関心とあたたかいまなざしを持って見守り、一緒に育てるといった意識・気運を醸成するとともに、地域の子どもや子育てを応援したいと思う人が思いきり役割を果たせるような仕掛けづくりに努めます。

本計画の基本コンセプトである「子ども主体」を基に、下記の4つの政策を重点的に進めます。



1 子どもが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えます

子どもが地域の中で主体的に活動できる場や機会を充実させ、すべての子どもが自ら生きる力を育むことができる環境を整え、他者との関わりや多様な経験を重ね自己肯定感を高めながら、地域・社会を中心となって担っていく若者、大人、親へと成長していくための基礎となる育ちを地域とともに支えます。

子どもの権利擁護・意識の醸成

- ・子どもの権利への理解促進・意識醸成
- ・子どもの権利が守られる地域社会づくり
- ・関係機関の連携・協力の推進
- ・子どもの権利を守る仕組みの強化と体制の充実

子ども・若者の地域・社会への参加・参画の推進

- ・地域での主体的な参画の場と機会の充実
- ・日常を過ごす場において安心して思っていることを言える環境の整備
- ・子どもに関わる大人の子どもの意見・権利への意識醸成
- ・子ども・若者の地域への参加・参画の推進

すべての子どもが地域で豊かな社会体験を重ね、力を発揮できる場や居心地のよい安心して過ごせる場を身近にもてる環境整備

- ・成長に応じた放課後等の居場所の確保
- ・日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実
- ・地域における学習支援事業の推進
- ・生活困難を抱える子どもの多様な居場所の確保

乳幼児期の教育・保育の充実

- ・すべての子どもが質の高い教育・保育を受けることができる体制整備
- ・教育・保育の現場、保育士・幼稚園教諭養成校、区の連携による共同研究及び研究成果の見える化、実践事例の蓄積・共有
- ・乳幼児教育支援センター機能の整備

外遊びの推進及び環境整備

- ・砧地域のプレーパーク設置をはじめとする外遊び環境の整備
- ・外遊びネットワークの強化と普及・啓発
- ・大人への外遊びの理解促進と地域全体で子どもの外遊びを見守り・支える気運醸成

地域で子どもを見守り、育ちを支える気運の醸成と地域人材の確保

- ・子どもや子どもの居場所への大人の理解促進
- ・子どもの育ちを見守り応援する意識の醸成・地域づくり
- ・地域で支援が循環できる仕組みづくり

2 妊娠期から地域の中で子育てを楽しめるよう子育て家庭を支えます

妊娠期・子育て期を孤立感なく安心して生活できるよう、すべての子育て家庭が適切な地域の子育て支援につながる仕組みの充実を図ります。

子どもや保護者が身近な場で気軽に相談ができる体制を整えるとともに、最も身近な地区において多様な地域資源が連携・協力しながら適切な支援・見守りができるようネットワークの強化を図ります。

子ども家庭支援センターと児童相談所が、それぞれの持つ専門的な機能や権限を発揮し、それぞれの役割を果たしつつ、必要に応じて問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」の体制を構築し、気軽な相談から虐待等の要保護児童等の早期発見・早期対応に至るまでの切れ目のない児童相談行政の実現を図ります。

妊娠期から地域につながる取組みの推進

- ・ 地域・医療との連携強化による妊娠期からの切れ目のない相談支援の充実
- ・ 情報が届きにくい家庭への周知の強化等、地域や支援につながる仕組みの充実
- ・ 地域で子育てを応援する気運醸成
- ・ 地域の子育て支援活動の活性化及び協働の推進

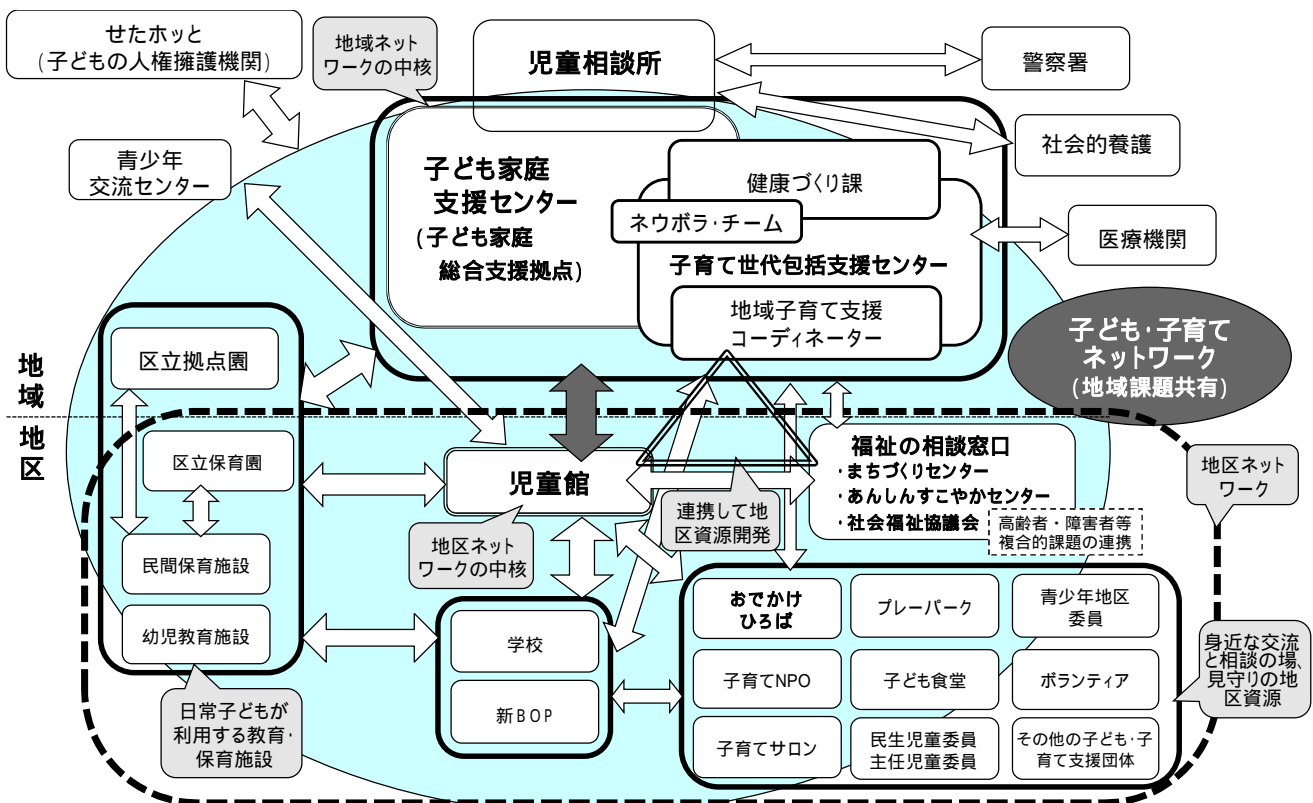
相談支援からつながる育児不安の軽減に向けた支援・サービスの充実

- ・ 子ども家庭支援センターの機能やソーシャルワーク力の向上、支援体制の充実
- ・ 育児不安や負担感の軽減、家庭の養育力の向上に向けた予防型の子育て支援の充実

身近な地区における見守りのネットワークの強化と相談支援体制の再構築

- ・ 子ども家庭支援センターと児童相談所が一体となった一貫したアセスメントに基づく支援
- ・ 身近な相談の場の充実と質の向上
- ・ 児童館を拠点とした地区における見守りのネットワークの強化
- ・ 子ども家庭支援センターとの連携強化による地区における児童館の相談支援・情報連携機能の強化
- ・ 機能強化を図る児童館の運営を区が担うために必要となる児童館職員の人材育成と支援力の向上
- ・ 地区において子どもにかかる相談や見守りの中核を果たす児童館の区内 28 か所の各地区への整備

子ども・子育てにかかる相談支援のネットワーク図



3 基盤の整備と質の確保・向上により子どもと子育て家庭を支えます

子育て家庭のニーズに沿った教育・保育の多様な受け皿の確保や子ども・子育て支援の充実に努めるとともに、すべての施設・事業の質の確保と向上を図ります。

子育て家庭のニーズに沿った教育・保育及び子ども・子育て支援事業の基盤の整備

- ・ 保育施設整備等による保育定員の拡充
- ・ 休日保育、病児保育など多様な保育の充実
- ・ 幼稚園における預かり保育の充実
- ・ 相談・交流の場や一時預かり事業など地域での子育て支援の充実

子ども・子育てを支える施設・事業に携わる専門人材の確保・育成

- ・ 教育・保育に関わる人材確保に向けた支援
- ・ 教育・保育に携わる人材の資質・能力の向上
- ・ 教育・保育の現場と養成校が一体的に人材の養成・育成を図る環境づくり
- ・ 子育て支援事業のスタッフのスキル向上

教育・保育の質の確保・向上

- ・ 巡回支援の拡充と指導・監督体制の強化による質の確保・向上
- ・ 保育施設間ネットワークの強化や自己評価、外部評価、学校評価等の実施による質の向上
- ・ 「区立保育園の今後のあり方」に基づく取組みの実施（ ）

「区立保育園の今後のあり方」に基づく取組み

区立保育園が、地域における身近な公設の児童福祉施設として、「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割を行政の責任のもと担い、すべての子どもの安全と育ちを保障するとともに、地域・地区の中心となって、すべての保育施設と連携・協力しながら、「保育の質ガイドライン」に基づき、地域全体の保育の質の維持・向上を図ります。

- ・ 保育の質の維持・向上
- ・ 支援が必要な家庭の早期発見及び対応
- ・ 地域子育て支援機能の充実
- ・ より質の高い教育・保育の提供
- ・ 配慮を必要とする子どもやその保護者への支援
- ・ 災害時や緊急時におけるセーフティネット

コラム ～世田谷区立希望丘保育園（砧地域拠点園）における取組み～（抜粋）

砧地域保育ネットワークの活動

砧地域の「地域保育ネット（保育施設間のネットワーク）」の事務局を担い、すべての保育施設や地域の民生児童委員、子育て支援コーディネーターにも参加を呼びかけ、「顔が見える、いつでも相談しあえる関係づくり」をキーワードに、子どもを中心とした保育を目指し、連携・協力しながら、保育の質の維持・向上に取り組んでいます。行事や普段のあそびでも交流を重ねており、秋のスポーツフェスティバルでは、近隣保育施設の子どもたちと一緒に汗を流しました。



より質の高い教育・保育の実施

地域・地区における教育と保育の連携を進め、より質の高い教育・保育が提供できるよう、先進的に取り組んでいます。アトリエでは、子ども達が自由に素材や道具を使って製作活動を楽しんでいます。近隣の企業の方からいろいろな廃材をいただき、様々な素材にふれる機会となっています。

4 緊急対応の着実な運用により子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えます

子ども家庭支援センターと児童相談所の強力な連携のもと、必要に応じて問題の解決まで協働した支援を行うことにより児童虐待の再発・連鎖を断ち切る児童相談体制を構築します。また、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充と支援に取り組むとともに、措置や一時保護された子どもの権利が守られるよう権利擁護の仕組みを構築します。

子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備

- ・ 子ども家庭支援センターと児童相談所が一体となった支援の充実と適切な介入
- ・ 子どもの生命と安全の確保のため保護を必要とするときに速やかに対応できる体制構築
- ・ 一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助の確保
- ・ 子どものパーマネンシー保障の仕組みの構築

子どもの権利擁護の取組みの推進

- ・ 一時保護や里親委託、施設入所措置等にあたって、意見を汲み取る方策の実施
- ・ 第三者が子どもの意見を聴き取り代弁する仕組みの構築
- ・ 一時保護にあたって、年齢や理解に応じた説明と子どもが意見表明できる仕組みの構築

家庭養育を優先した社会的養護の推進

- ・ 里親家庭に関わる人の理解と協力の促進
- ・ 里親登録家庭数の増加
- ・ 里親支援体制の構築
- ・ 専門性の高い里親や、一時保護委託や短期の養育委託が可能な里親の育成

地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実

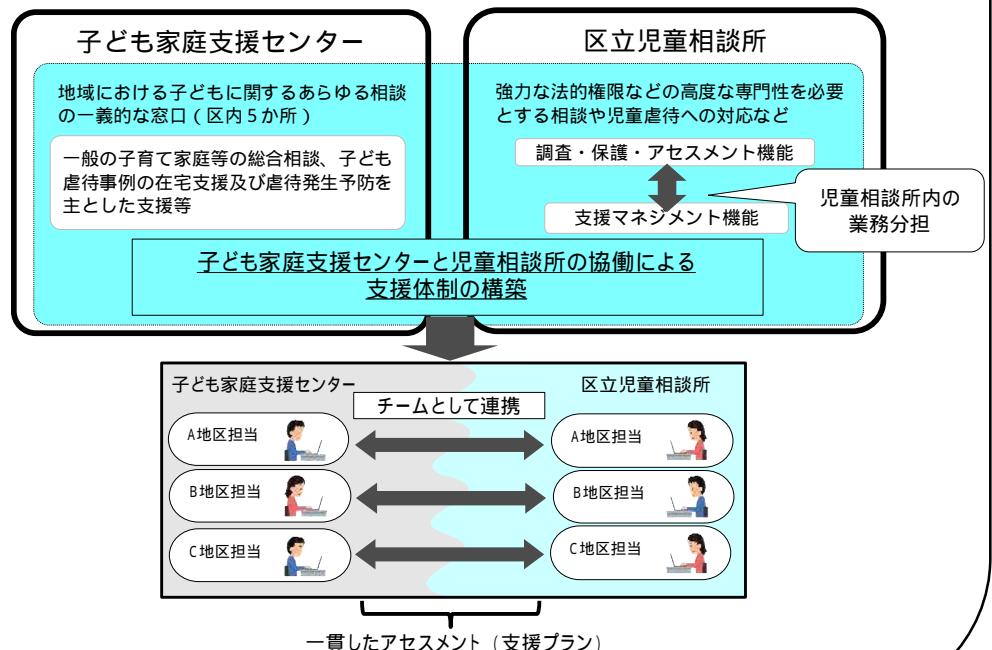
- ・ 一時保護や入所措置等にあたって、子どもの意見を尊重した家庭復帰支援
- ・ 児童相談所、子ども家庭支援センター、区内関係機関が連携した家庭復帰支援
- ・ 再び地域で安心して暮らすための子育て支援等の充実

「のりしろ型」支援の実現の方策

子ども家庭支援センターと児童相談所の両機関の職員がチームとなり、日常から担当区域の情報共有を行います。（子ども家庭支援センターの職員体制にあわせ、児童相談所職員の担当区域を定めるなど、顔の見えるチーム体制を構築します。）

原則として、子ども家庭支援センターと児童相談所は合同で支援会議を実施し、支援プランの策定（アセスメント）を行います。

両機関が協働しながら、問題の解決を目指し、児童相談所による個別ケースへのかかわりを強化するとともに、同一基準・同一判断による一貫したアセスメントに基づき、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援を行います。



大項目	中項目	小項目
1 子育て家庭への支援	(1)身近なつどい・気軽な相談の場の充実	子育て中の親子の身近なつどい・気軽な相談の場の充実 就学後の子どもを育てる保護者が気軽に相談できる場や機会の充実
	(2)身近な地区における相談支援・見守りのネットワークの強化	児童館を拠点とした地区における見守りのネットワークの強化 児童館の機能強化 児童館の再整備
	(3)妊娠期から地域につながる取組みの推進～世田谷版ネウボラの推進～	相談支援の充実 支援につながる仕組みの充実 地域で子育てを支える環境づくり
	(4)子どもと親のこころと体の健康づくり	子どもと親のこころと体の健康づくり 思春期のこころと体の健康づくり 食育の推進 歯と口の健康づくり
	(5)子育て力発揮への支援	親の学びの支援 親がりフレッシュできる場・機会の充実
2 教育・保育の充実	(1)子育て家庭のニーズに沿った教育・保育の受け皿確保	子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設の整備 子育て家庭のニーズに沿った多様な保育の推進 災害時や緊急時におけるセーフティネットの構築
	(2)教育・保育の質の向上	教育・保育の質を支える仕組みの構築 乳幼児期の教育・保育の充実 幼保小連携の促進 教育・保育に携わる人材の確保・育成 保護者の教育・保育等の選択への支援 「区立保育園の今後のあり方」に基づく取組み
3 支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート	(1)要保護児童・養育困難家庭への重層的支援	要保護児童・養育困難家庭の早期支援の充実 継続支援・生活支援のための子育て支援サービスの充実とケースマネジメントの強化 地域支援体制の構築 子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備 家庭養育を優先した社会的養護の推進
	(2)配慮が必要な子どもの支援	配慮が必要な子どもの早期支援の充実 日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実 途切れのない支援の実施 医療的ケアが必要な子どもへの支援
	(3)生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～	教育の支援 生活の安定に資するための支援 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 経済的負担の軽減のための支援 支援につながる仕組みづくり
	(4)ひとり親家庭の子どもへの支援	子育てと仕事の両立を図るための子育て・生活支援等の充実 子育てや就労等の横断的な情報提供・相談機能の充実 子どもの生活安定に向けた支援の充実 将来設計を見据えた多様な働き方サポートの充実
	(5)悩みや困難を抱える子ども、家庭に課題を抱える子どもの支援	ニーズに応じた相談機能の充実 子どもの居場所の拠点整備
4 質の高い学校教育の充実	(1)地域との連携・協働による教育	地域が参画する学校づくり 地域コミュニティの核となる学校づくり 地域教育力の活用
	(2)「せたがや11+」幼、小・中連携で実現する質の高い教育の推進	豊かな人間性の育成 豊かな知力の育成 健やかな身体・たくましい心の育成 ことばの力の育成 これからの社会を生きる力の育成 よりよい学びを実現する教育環境の整備 学校教育を支える安全の推進
	(3)多様な個性がいかされる教育の推進	才能や個性をはぐむ体験型教育の推進 特別支援教育の推進 ニーズに応じた相談機能の充実
5 子どもの成長と活動の支援	(1)子どもが安心して過ごせる居場所、成長できる場・機会の充実	成長に応じた放課後等の居場所の確保 外遊びの機会と場の拡充 文化・芸術にふれられる機会の充実 スポーツの機会と場の充実 読書に親しむ環境づくり 子どもの成長を支える職員等のスキルの向上と地域の子育て力の向上
	(2)子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実	子どもが主体的に活動できる場・機会の充実と支え手の確保・育成 子どもが意見を表明しやすい環境づくりと関わる大人の意識の醸成
6 子どもが育つ環境整備	(1)地域の子育て力の向上	子どもの育ちを見守り支える気運醸成と地域人材の確保 共助の取組みや自主的な支援活動の推進とネットワーク形成の支援
	(2)社会環境の整備	子育てしやすいまちづくり 子どもの安全・安心 子どもを生み育てやすい環境の整備
	(3)子どもの権利擁護・意識の醸成	子どもの権利への意識の醸成、子どもの権利学習の推進 子どもの権利を守る仕組みの強化と体制の充実

1 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

	令和元年度(見込)					令和6年度				
	1号認定	2号認定		3号認定0歳	3号認定1-2歳	1号認定	2号認定		3号認定0歳	3号認定1-2歳
		幼児期の学校教育の希望が強い	左記以外				幼児期の学校教育の希望が強い	左記以外		
需要量見込み	12,200	610	9,669	3,286	7,206	7,960	2,885	11,105	2,381	8,700
確保の内容	特定教育・保育施設	1,781	10,361	1,499	6,019	1,781	11,735	1,971	7,422	
	新制度に移行しない幼稚園	10,165				10,165				
	区外利用 - 区内利用	636				636				
	地域型保育事業所		10	86	253		10	86	253	
	認可外保育施設		357	443	1,296		333	368	1,034	
	確保総計	12,582	10,728	2,028	7,568	12,582	12,078	2,425	8,709	
	計画期間の拡大量	-	-	-	-	0	1,350	397	1,141	

保育基盤の整備については、右表のとおり、令和3年4月時点で定員の弾力化枠を活用しながら保育待機児童の解消、令和3、4年度で保育需要の増加への対応及び定員の弾力化運用の解消をめざし、当初3か年で計画期間内の大部分の定員拡大を重点的に進めることを基本とした計画とし、計画期間の5か年を通じ多様な保育需要に対応できる柔軟性の高い保育基盤の構築をめざします。

【保育定員(2、3号認定)に関する各年次の達成目標と定員拡大量】

(人)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
達成目標	← 保育待機児童の解消 →		← 需要増への対応、定員弾力化運用の解消 →		← 最終的な需給バランスの調整 →	
確保総計	20,324	21,406	22,240	23,032	23,122	23,212
定員拡大量		1,082	834	792	90	90
		2,888				

2 子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

		令和6年度	令和元年度	令和6年度	計画期間の拡大量
		需要量見込み	実績(見込)	確保の内容	
利用者支援事業 基本型・特定型	(ヶ所)	11	11	11	0
利用者支援事業 母子保健型	(ヶ所)	5	5	5	0
延長保育	(人)	4,770	4,926	5,816	890
幼稚園による一時預かり	(人日)	542,568	412,007	542,568	130,561
その他の一時預かり	(人日)	266,810	204,166	275,966	71,800
ファミリー・サポート・センター事業 < 就学児 >	(人日)	45,769	12,507	16,442	3,935
学童クラブ事業 < 低学年 >	(人)	7,281	7,204	7,281	77
ショートステイ事業	(人日)	2,236	2,920	4,495	1,575
養育支援訪問事業	(件)	306	231	306	75
	委託事業者数	-	28	29	1
ひろば事業	(人日)	456,509	383,210	458,210	75,000
	(ヶ所)	80	65	80	15
病児・病後児保育	(人日)	28,022	23,700	28,500	4,800

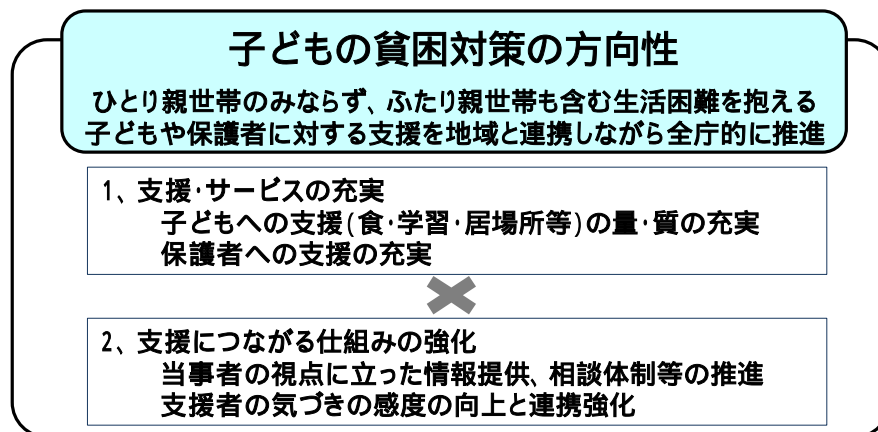
1 計画策定の趣旨

子どもの貧困対策の推進にあたっては、親の妊娠・出産期や子どもの乳幼児期における早期の課題把握から、子どもの学校教育段階、さらに子どもが卒業、就職して、社会的自立が確立されるまで、切れ目のない支援を行うことが重要です。また、子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があることを踏まえ、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、関係機関をはじめ地域が一体となり推進する必要があります。

このことから、これまでの取組みをさらに充実・発展させていくことも踏まえ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく子どもの貧困対策計画を策定しました。

2 計画の方向性

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、保護者の子ども期からの貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないよう、すべての子どもが健やかに育成される環境を整備していくとともに、ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯も含む生活困難を抱える子どもや保護者に対する支援を地域と連携しながら全庁的に推進していきます。



3 計画の内容

教育の支援

- ・ 質の高い乳幼児期の教育・保育を通じた支援
- ・ 学校における学力向上に向けた取組みの推進
- ・ 地域における学習支援事業等の充実
- ・ 家庭の教育費の負担軽減のための支援の充実
- ・ 学校での気づきを契機とした早期把握・支援につなぐための体制強化

生活の安定に資するための支援

- ・ 子どもの居場所づくりの充実
- ・ 児童養護施設等を巣立った若者への支援の充実
- ・ 住宅支援の推進
- ・ 妊娠・出産期から生活の安定に向けた支援の充実
- ・ 食育の推進に関する支援

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・ 求職時等の子どもの預かりの充実
- ・ 個々の状況に応じた就労支援の促進
- ・ 子育てと仕事の両立ができる環境づくりに向けた事業者への働きかけ

経済的負担の軽減のための支援

- ・ 子育てにかかる経済的負担の軽減
- ・ 養育費の安定的な確保のための支援

支援につながる仕組みづくり

- ・ 当事者の視点に立った支援・サービスの周知や相談体制等の推進
- ・ 支援者の気づきの感度の向上と連携強化

1 計画策定の趣旨、位置づけ

若者施策は子ども期で展開する施策と密接に関わっていることから、区では、子ども計画（第2期）で若者期を見据えた子育て支援を検討の視点に掲げて策定するとともに、今後の若者施策の取組みについて1つの章に掲げ、施策を展開してきました。

若者が健やかに成長し活躍できる社会を目指し、交流・活動を支える取組みや、就職氷河期という社会経済情勢を背景に社会問題化したニート、ひきこもりの問題への取組みを進めてきましたが、たとえば8050問題のように若者世代に留まらない課題への対応が求められる中で、若者世代での取組みや支援施策への期待が高まるなど、当事者や周囲の意識等も変容しています。

このことから、令和2年度から令和6年度を計画期間とした現在の状況に対応した計画を、子ども・若者育成支援推進法に基づく「若者計画」として位置づけ策定しました。

2 計画の内容

若者の交流と活動の推進

- ・若者の交流と活動の場の充実
- ・青少年交流センターと児童館の連携

若者が地域で力を発揮できる環境づくり

- ・地域での若者の参加・参画の推進
- ・若者の活動を支えるネットワークの強化

生きづらさを抱えた若者の支援

- ・支援につながりやすい仕組みづくり
- ・多機関で連携した支援

若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援

- ・若者の主体的な活動、参加・参画の機会を広げるための支援
- ・安定・継続した情報発信の仕組みづくり

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、個別事業の進捗とともに、計画全体についての進捗も公開し、区民や学識経験者等が参加する会議で評価・検証を行います。

- ・世田谷区子ども・子育て会議
子ども・子育て施策の取組み
- ・世田谷区子ども・青少年協議会
若者施策の取組み

2 指標

【子どもの指標】

- ・自分のことが好きだと思ふ子どもの割合
- ・住んでいる地域のために、自分の力を役立てたいと思ふ子どもの割合

【保護者の指標】

- ・子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合
- ・子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合

【地域の指標】

- ・地域の子ども・子育て支援に携わってもよいと考える保護者の割合

年齢別子ども・若者施策

大項目	妊娠中	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	12歳	15歳	18歳	20歳	39歳
子育て 家庭への 支援	利用者支援事業、おでかけひろば、子育てひろば、保育園の地域交流 せたがや子育て応援ブック、せたがや子育て応援アプリ、せたがやの子育て																
	ほっとステイ ファミリー・サポート・センター事業																
	赤ちゃんショートステイ トワイライトステイ																
	産前・産後のセルフケア 子どものショートステイ																
	妊娠期間接 要支援ショートステイ																
	せたがや子育て利用券 子どもの予防接種																
	妊婦健診 乳幼児健診																
	産前産後歯科検診 歯科健診・むし歯予防教室・歯科予防処置 就学時健康診断																
	母親学級 両親学級 育児講座																
	乳児期家庭訪問 離乳食講習会 MCG（母と子の関係を考える会） 個別相談・指導（医療・保健・歯科・栄養・心理等） こころの健康相談（子ども・思春期）																
教育・保育 の充実	認可保育園、認定こども園、認可外保育施設 時間外保育事業、緊急保育、一時保育、病児・病後児保育 地域型保育事業 私立幼稚園、幼稚園等の預かり保育 保育の質ガイドライン																
	子ども家庭支援センター、児童相談所、一時保護所、社会的養護 子ども・子育てテレフォン せたがや若者フェアスタート事業																
支援が 必要な 子ども・ 子育て 家庭の サポート	産後ケア事業 学生ボランティア派遣事業																
	さんさんプラスサポート 養育支援等ホームヘルパー訪問事業 発達障害児支援（早期発見、発達障害相談・療育センター「げんき」、発達相談室など） 発達障害相談・療育センター「げんき」、発達相談室など） 児童育成手当・児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、食の支援事業																
	障害のある子どもの相談、療育、援助、 障害のある子どものための手当、医療費助成																
	就学援助、就学奨励費 せたがやゼミナール																
	ひとり親家庭支援（就労支援、子どもの学習支援、相談、情報提供、住宅支援等）																
質の高い 学校教育 の充実	小学校 中学校																
	せたがや11+ 地域運営学校、特別支援教育、教育相談、不登校対策																
子どもの 成長と 活動の 支援	児童館																
	外遊びの機会と場 新BOP STEP （プレーパーク、きぬたまあそび村、公園、区立小学校遊び場開放など） 子どもの居場所（子ども食堂など）、子ども夢プロジェクト																
	ティーンズプロジェクト 児童館サマーキャンプ																
	子ども基金、子ども・子育てをつなぐプロジェクト（子育てメッセなど）、 世田谷区×WEラブ赤ちゃんプロジェクト、まちのバリアフリー整備の推進、 赤ちゃんスペース 自主保育団体助成、子育て活動団体助成 危険回避プログラム 災害・防犯情報メールの発信 子どもが安心して歩ける道路整備、青少年地区委員会、青少年補導連絡会、民生・児童委員、主任児童委員																
子どもが 育つ 環境整備	青少年委員 防犯ブザーの貸与 子どもをまもろう110番																
	特定不妊治療費助成 妊娠・出産にかかる費用助成 子ども医療費助成、児童手当 幼児教育・保育の無償化等による保育料の負担軽減・幼稚園保護者への援助 せたがやゼミナール 受験生チャレンジ支援貸付事業 せたがや																
若者計画	青少年交流センター ユースリーダー事業 あいりす、たからばこ 情熱せたがや、始めました。 メルクマールせたがや せたがや若者サポートステーション																

世田谷区子ども条例

前文

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 総則

(条例制定の理由)

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

(条例の目標)

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

- (1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- (2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

(保護者の務め)

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切に、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

(学校の務め)

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

(区民の務め)

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

(事業者の務め)

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

(区の務め)

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。

- 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。

第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。

- 2 区は、子どもが個性をのびし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしているいろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

- 2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

- 3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の防止に努めていきます。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

- 2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。

第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

- 2 擁護委員は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。
- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの人権の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
 - (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
 - (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
 - (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
 - (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
 - (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
 - (8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。
- (擁護委員の務めなど)

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。
- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力)

第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

- 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(相談と申立て)

第19条 子ども(次に定めるものとします。)は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

- (1) 区内に住所を有する子ども
- (2) 区内にある事業所で働いている子ども
- (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども
- (4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

(調査と調整)

第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

- 2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。
- 3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

- 2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。
- 3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。
- 4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。
- 5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。

7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務など)

第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

- 2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。
- 3 擁護委員に準じて、第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第4章 推進計画と評価

(推進計画)

第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。

- 2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
- 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。

- 2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
- 3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

第5章 推進体制など

(推進体制)

第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などの協力)

第28条 区は、子どもがすやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めていきます。

(雇い主の協力)

第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。

- 2 雇い主は、子どもがすやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

第30条 区は、子どもがすやかに育つことのできるまちをつくるため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

(啓発)

第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらおうよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

子ども・子育て応援都市宣言

子どもは、ひとりの人間としてかけがえのない存在です。

うれしいときには笑い、悲しいときには涙を流します。感情を素直にあらわすのは、子どもの成長のあかしです。子どもは、思いっきり遊び、失敗しながら学び、育ちます。子どもには、自分らしく、尊重されて育つ権利があります。

子どもは、地域の宝です。

大人は、子どもをしっかり見守り、励まし、支えます。地域は、子育て家庭が楽しく子育てできるように応援します。子どもは、成長に応じて社会に参加し、自分のできることと役割、みんなで支えあう大切さを学んでいきます。

子どもは、未来の希望です。今をきらめく宝です。

大人は、子どもにとっていちばんよいことを選び、のびのびと安心して育つ環境をつくります。

世田谷区は、区民と力をあわせて、子どもと子育てにあたたかい地域社会を築きます。ここに、「子ども・子育て応援都市」を宣言します。

平成 27 年 3 月 3 日

世田谷区

■ 子どもの権利条約 ■

平成元年、国際連合の総会で「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択され、日本は平成 6 年に条約を批准しました。条約は子どもが権利を持つ主体であると位置づけ、すべての子どもが持つ権利を定めており、大きく次の 4 つの権利に分けることができます。

生きる権利

育つ権利

守られる権利

参加する権利

世田谷区子ども計画（第 2 期）後期計画 概要版 （令和 2 年度～令和 6 年度）

令和 2 年 3 月発行
世田谷区子ども・若者部
〒154-8504
東京都世田谷区世田谷 4-21-27
電話 03-5432-2528 FAX 03-5432-3016
広報印刷物登録番号 1828